

【資料】

『プトン佛教史』 試訳 (3)

上野 牧 生*

本試訳の対象範囲とその主題

本稿はプトン・リンチェンドゥブ (Bu ston Rin chen grub, 1290-1364) の手になる『プトン佛教史』 (*Bu ston chos 'byung*) の試訳研究であり、前稿 (上野 2018, 2020) の続編である。本試訳の対象範囲は第1章第2節の冒頭部である。第2節は「聴聞すべき・解説すべき法とは何かを確認すること」 (*gang mnyan pa dang bshad par bya ba'i chos ngos gzung ba*) を主題とし、佛教においていわば最も多義な術語のひとつである *chos / dharma* の詳細を、多角的に分析したものである。その分析を通して、プトンは佛教者が真に学ぶべき、そして伝えるべき佛の教えとその範囲とを示そうとする。以下、プトン自身による第2節全体の科段 (第3階層までに限る) を掲げる¹。

- 2.1 *chos kyi sgra 'jug pa'i yul gyi dbye ba* (法という術語の適用対象の区分)
- 2.2 *chos kyi sgra don* (法の語源)
- 2.3 *mtshan nyid* (定義)
- 2.4 *rab tu dbye ba* (分類)
 - 2.4.1 *'bras bu'i chos* (果としての法)
 - 2.4.2 *sgrub pa'i chos* (行としての法)
 - 2.4.3 *bshad pa'i chos* (教としての法)

上記のなか、本試訳の対象範囲は2.1「法という術語の適用対象の区分」 (*chos kyi sgra 'jug pa'i yul gyi dbye ba*) から2.2「法の語源」 (*chos kyi sgra don*) までである。

※指定研究 西藏文献研究班 研究員

1 科段の分節表記について、前稿 (上野 2018, 2020) では OBERMILLER 1931 を踏襲して記載したが、本稿よりそれを改め、すべて算用数字で表記する。

プトンが採用する記述法とヴァスバンドゥ

さて、第2節の全体にわたりプトンが採用する記述法は、ヴァスバンドゥ (dByig gnyen, Vasubandhu) によるそれに基づく。具体的には、「法 (chos) という術語」に関する 2.1 「適用対象の区分」、2.2 「語源」、2.3 「定義」、2.4 「分類」という四類型は、『釈軌論』 (*rNam par bshad pa'i rigs pa, Vyākhyāyukti*) 第3章の語義解釈法に基づく²。また 2.1 は『釈軌論』第1章における dharma の語義解釈に基づく³。さらに 2.2 は『阿毘達磨俱舍論』 (*Chos mngon pa'i mdzod kyi bshad pa, Abhidharmakośabhāṣya*) 第1章「界品」における svalakṣaṇadhāraṇād dharmah との語源解釈に、2.3 も『阿毘達磨俱舍頌』第8章「定品」結偈における正法の定義である āgama と adhigama との二分法に基づく。そして 2.4 は『縁起経論』 (*rTen cing 'brel bar 'byung ba dang po dang rnam par dbye ba bshad pa, Pratītya-samutpādavyākhyā*) 最終章「異論決択」における phaladharma, pratipattidharma, deśanādharma との三分法に基づく。つまり第2節においてプトンが採用する記述法は、徹頭徹尾、ヴァスバンドゥによるそれに基づいている⁴。

以上のように第2節の大枠を捉えた上で、先行研究に目を向ければ、本試訳の対象範囲については OBERMILLER 1931 : 18-21, 小谷 2000 : 41-42, 郭 1986 : 10, 蒲 2007 : 9-10, STEIN and NGAWANG 2013 : 17-20 と実に多くの翻訳研究がある⁵。出典比定は特に前二者の先行研究によってほぼ果たされている。本試訳の訳文もそれらの先行研究とそれほど代わり映えしない。しかし、OBERMILLER 1931 を唯一の例外として、それ以外の先行研究は、本試訳の対象範囲に引用される『釈軌論』の諸典拠が阿含經典であることに注意を払っていない。この点を視野に収めないなら、言い換えれば、プトンが『釈軌論』を通して声聞乗佛教を吸収しよう

2 上野 2013 : 41-48, および本稿の注 no. 12 を参照。

3 上野 2013 : 2-9 を参照。

4 より厳密には、それらの記述法はヴァスバンドゥによる創案ではなく、『瑜伽師地論』 (*rNar 'byor spyod pa'i sa, Yogācārabhūmi*) など先行する記述をヴァスバンドゥが整理したものである。そうしたなかでも、プトンが典拠としたのはヴァスバンドゥの諸作であった、という意味である。

5 また、本試訳の対象範囲は『プトン佛教史』のなかで最も著名な「名所」のひとつでもある。そのため当該節に言及する先行研究は枚挙に暇がない。なお、『釈軌論』における「法」の語義解釈はボン教文献における「ボン」(bon) の語義解釈にまで及んでいるようである。三宅 2021 : 309-310 を参照。

とした点を視野に収めないなら、プトンによる佛教概論の意義を大きく捉え損ねることになる。プトンは非大乘たる声聞乗と大乘との相違を強く意識しており、特に本範囲では声聞乗文献から通佛教的要素を抽出しようと試みている。だからこそ、『プトン佛教史』の第1章「佛教概論」はその3割強ほどが『釈軌論』の引用で占められ、主に『釈軌論』を通して声聞乗佛教の吸収が試みられている。大乘佛教のいわば礎として声聞乗佛教を位置づけようとしたプトンの意図は明白である。

プトンによる『釈軌論』(Vyākhyāyukti) 受容の一例

ただし、『釈軌論』を通して声聞乗佛教がどのように受容されたかを見極めるのは容易でない。以下、興味深い事例を紹介したい。先に紹介した2.1では「法という術語」の語義として13種が列挙される。プトンはその11番目の語義(chos = rigs pa)として、以下の文言を取り上げる(下線は筆者による)。

chos kyis chos tshol bar byed de | chos ma yin pas ma yin no

法を以て法を求めるのであり、法に非ざるものを以て、ではない。

この文言は『釈軌論』第5章にある語義説明(阿含經典の引用)の逐語的引用である⁶。ただし、そのチベット訳諸版に異読がある。以下、『釈軌論』のデルゲ(D)・チョーネ(C)版と、北京(P)・ナルタン(N)・金写(G)版を挙げる。

chos kyis chos tshol bar byed de | chos ma yin pas ma yin no (VyY, DC)

chos kyi gos tshol bar byed de | chos ma yin pas ma yin no (VyY, PNG)

一見してプトンの読みはデルゲ版・チョーネ版の『釈軌論』と一致する。それでは、『釈軌論』のチベット訳テキストをどのように再構成すべきか。それは、この文言の出典である『中阿含』(*Lung bar ma, Madhyamāgama*)と、その類例となる『声聞地』(*Nyan thos kyi sa, Śrāvakabhūmi*)を参照すれば明白である。

但以法求衣、不以非法。亦以法求食床座、不以非法。是名正命。

(『中阿』31「分別聖諦經」, T 1, 469 b 11-13)

sa cādharmeṇa cīvaram paryeṣate na dharmeṇa, piṇḍapātaṃ śayanāsanam
yaḥ punar adharmeṇa so 'sya bhavati mithyājīvaḥ. (ŚrBh I 38*.27-40*.3)

6 『釈軌論』第5章の該当箇所については上野・堀内 2018b : 43 を参照。また、本稿の注 no. 27 も参照。

以上の出典（正命を定義する『中阿含』）と類例（邪命を定義する『声聞地』）を参照する限り、『釈軌論』チベット訳テキスト（と還元サンスクリットと）は次のように再構成され得る。

chos kyis gos tshol bar byed de | chos ma yin pas ma yin no

**dharmena cīvaram* paryeṣate, nādharmena

したがって、この文脈における chos / dharma という術語の語義は、八支正道のひとつ「正命」を前提とするものであり、その意味内容は「準拠すべき適正なあり方・手段 (rigs pa)」というほどのものではなからうか。

以上のように、ブトンはデルゲ・チョーネ版と同一の読みに基づく、すなわち(11)「法によって法を求めるのであって、法に非ざるものによって、ではない」(chos kyis chos tshol bar byed de | chos ma yin pas ma yin no) との読みに基づく語義を chos という術語に付与した。しかし、それはおそらくヴァスバンドゥの原意とは異なるものであった。つまり、chos / dharma という術語の、引用元の『釈軌論』にない新たな語義の適用対象が生み出されたことになる。それがいかなる影響をもたらしたのか筆者には不明だが、そして実は chos kyis chos と chos kyis gos との間に大きな差異はないのかもしれないが、ここで新たな一歩が踏み出されたことに間違いはない。以上はブトンによる『釈軌論』受容の一例である。

テキストについて

本試訳は、以下の各版本を校訂したテキストに基づく⁷。各版本の略号⁸と位置は以下のとおり。

- B 東洋文庫所蔵ウメー写本 (no. 345A-2557) : 10b3-12a4
 D 東洋文庫所蔵デルゲ sDe dge 版 (no. 345D-2560) : 7a1-8a1
 H ラサ lHa sa 版 (= ショル Zhol 版) Lokesh CHANDRA (Ed.), *The Collected Works of Bu ston*, vol. 24 (ya), New Delhi : International Academy of Indian Culture : 7a4-8a5 (pp. 645-647)
 K 大谷大学図書館所蔵タシルンポ bKra shis lhun po 版⁹ (蔵外 no.11842) :

7 2022年現在、筆者が所属する真宗総合研究所西藏文献研究班は、『ブトン佛教史』第一章「佛教概論」の校訂テキストを公刊すべく準備を進めている。

8 『ブトン佛教史』各版本の略号についても、前稿（上野 2018, 2020）のそれを改める。

7b6-9a3

- M Dpal brtsegs bod yig dpe rnying zhib 'jug khang (Ed.), *Chos kyi 'byung gnas gsung rab rin po che'i mdzod*. Xining : Mtsho sngon mi rigs dpe skrun khang, 2011 [ベルツェク研究所から出版されたウメー写本] : 862.6-865.4
- X RDO RJE RGYAL PO (Ed.), *Bu ston chos 'byung*. Beijing : Krung go bod kyi shes rig dpe skrun khang, 1988 [中国語表題 : 布頓・仁欽竹 (著)、多吉杰博 (編) 『布頓佛教史』、北京 : 中国蔵学出版社] の活字本¹⁰ : 9.21-11.11
- Z シャル寺 Zhwa lu 版¹¹ : 6b2-7b2

凡例

試訳の中に以下の各版本の位置を示す記号などを挿入する。

[B1a] = 東洋文庫所蔵ウメー写本の葉数

[D1a] = デルゲ版の葉数

[H1a] = ラサ版 (シヨル版) の葉数

[K1a] = タシルンポ版の葉数

[M1] = ベルツェク研究所所蔵ウメー写本の頁数

[X1] = 刊本 『布頓佛教史』 の頁数

[Z1a] = シャル寺版の葉数

[1] = 科段を算用数字で表記したもの

[1] = 『プトン佛教史』 に引用される先行文献に与えた通し番号

試訳 2 聴聞すべき・解説すべき法とは何かを確認すること

[2] 第二 (聴聞すべき・解説すべき法とは何かを確認すること)。

[2.1] 法という術語の適用対象の区分、

[2.2] 法の語源、

9 大谷大学図書館所蔵タシルンポ版の不鮮明箇所についてはベルリン州立図書館 (Staatsbibliothek zu Berlin) 所蔵のカラー版 (SCHUH 1981 では Samlung Waddell 19 と番号が与えられている) を参照した。

10 この活字本は主にデルゲ版に基づくものと見なされている (VAN DER KUIJP 2016 : 244-245)。しかし、細部においてはデルゲ版と差異がある。

11 ベルリン州立図書館所蔵のカラー版 (SCHUH 1981 では Samlung Waddell 18 と番号が与えられている) を参照した。

[2.3] 定[K8a]義、

[2.4] 分類、の四つ¹²。

2.1 法という術語の適用対象の区分 (chos kyi sgra 'jug pa'i yul gyi dbye ba)

[X10] 第一 (法という術語の適用対象の区分)。

法^{chos}というそのことばの意味は十種に適用される。『釈軌論』では、

12 プトンが用いるこの記述法は、『釈軌論』第3章における「語義」(4)に基づく。

[A] 同義異語 (*paryāya)、[B] 定義 (*lakṣaṇa)、[C] 語源解釈 (*nirukti)、[D] 分類 (*prabheda) の四点に視点した語義解釈法である (上野 2013 : 41-48 を参照)。

gzhan yang rnam pa bzhi dag gis tshig gi don rig par bya ste | [A] rnam grangs kyi dang |
[B] mtshan nyid kyi dang | [C] nges pa'i tshig gis dang | [D] rab tu dbye bas so || de la
[A] rnam grangs ni ming gzhan no ||

[B] mtshan nyid ni don gang la ming de yod pa'i'o ||

[C] nges pa'i tshig ni ming gi rgyu mtshan brjod pa'o ||

[D] rab tu dbye ba ni brjod par bya ba de gzugs can dang | gzugs can ma yin pa dang | bstan
du yod pa dang | bstan du med pa la sogs pa'i rnam par rab tu dbye bas so ||

de ltar na tshig gi don rnam pa thams cad dang ldan pa yongs su bstan pa yin la | so so yang
dag par rig pa'i nye¹ rgyu² yang byas pa yin no || (VyY 3.1, D shi 83b4-7, P si 98a7-b2)

¹ nye VyYṬ(DP) : om. VyY(DP)

² rgyu VyY(P)VyYṬ(DP) : sa VyY(D)

「さらに別〔の解釈〕では、4つの形式 (*ākāra) によって語義が理解されるべきである。[A] 同義異語によって、[B] 定義によって、[C] 語源解釈によって、[D] 分類によって。そのうち、

[A] 同義異語とは、別名のことである。

[B] 定義とは、ある対象物にその名詞が存在する〔、その対象の〕ことである。

[C] 語源解釈とは、〔当該の〕名詞の由来を説明することである。

[D] 分類とは、有色・無色、有見・無見などの種類 (*prakāra) を分類することによって言及されるべきものである。

以上のとおりであれば、あらゆる形式を伴った語義が完全に説明されたことになり、無碍解 (*pratisamvid) の要因も形成されたことになる。」

プトンは上記『釈軌論』の [B] と [C] の順番を入れ換えた上で、その方法を BU 2.1-2.4 の記述に採用する。入れ換えの目的は、2.1 にて『釈軌論』における dharma の主要十義を示した後、2.2 = [C] にて、その主要十義と『俱舍論』における「保持するから法である」('dzin pas na chos) との語源解釈を結びつけるためであろう (本稿の注 no. 44 を参照)。この結びつけはプトン独自の解釈であると推測される。なお、『釈軌論』の「語義」(4) は BU 3.2.2 では経典解釈法の一つとして引用・紹介される。

- 【27】法は、(1) 所知、(2) 道、
 (3) 涅槃、[M836] (4) 意〔根〕の対象、
 (5) 福德、(6) 現世、(7) 聖教、
 (8) 性質、(9) 規範、(10) 慣習に〔適用される〕¹³。

とあるから¹⁴、

(1) 「およそ有為であれ、無為であれ、諸法のうちで」という〔ように〕所知 (shes bya) と¹⁵、

(2) 「正見が法である」というように道 (lam) と¹⁶、

- 13 『釈軌論』第1章において提示される、dharmaの十種の語義を列挙した総括偈 (bsdus pa'i tshigs su bcad pa, *saṃgrahaśloka) の逐語的引用である。ヴァスバンドゥ作の śloka と推測される。VyY chap. 1, D *shi* 36a4, P *si* 40b2-3 :

chos ni (1) shes bya (2) lam dang ni ||
 (3) mya ngan 'das dang (4) yid kyi yul ||
 (5) bsod nams (6) tshe dang (7) gsung rab dang ||
 (8) 'byung 'gyur (9) nges dang (10) chos lugs la'o ||

- 14 「とあるから」(zhes pas) 以降の散文も、『釈軌論』からの要約的引用である。以下、各項について一例ずつ、『プトン佛教史』のチベット語テキストと、プトンの引用元である『釈軌論』第1章のチベット訳テキスト・和訳とを対比して注記する。『釈軌論』チベット訳テキストの当該範囲の位置は VyY chap. 1, D *shi* 36a4-b4, P *si* 40b2-41a2 である。『釈軌論』に引用される阿含経典の出典情報は筆者による旧稿と重複することを予めお断りしておく。

- 15 BU: (1) chos gang la la 'dus byas sam 'dus ma byas sam zhes pa shes bya dang |
 VyY: (1) shes bya la ni chos gang la la 'dus byas sam 'dus ma byas sam de rnam kyi mchog ni 'dod chags dang bral ba yin par bshad do zhes 'byung ba lta bu'o ||

「所知 (*jñeya) 〔の意味〕では、「およそ有為であれ無為であれ、諸法のうちで最上のもは、離染であると語られる」と説かれているように。」

Cf. AKBh.(skt.) 93.4-5: yad uktaṃ bhagavatā. ye kecid dharmāḥ saṃskṛtā vāsamskṛtā vā virāgas teṣāṃ agra ākhyāyata iti.

Cf. SĀc 903, T2, 225c27-28: 如是一切法有爲無爲、離貪欲法最爲第一。

櫻部 2003: 22-23 は (1) が「一切の法」に該当すると述べる。

- 16 BU: (2) yang dag pa'i lta ba ni chos yin no zhes pa lta lam dang |
 VyY: (2) lam la ni dge slong dag log pa'i lta ba ni chos ma yin la yang dag pa'i lta ba ni chos yin no zhes rgyas par 'byung ba lta bu'o ||

「道 (*mārga) 〔の意味〕では、「比丘らよ、邪見は法に非るものであり、正見は法である」と詳述されているように。」

- (3) 「法に帰依する」という〔ように〕涅槃 (*mya ngan 'das*) と¹⁷、
 (4) 「法処」という〔ように〕意〔根〕の対象 (*yid kyi yul*) と¹⁸、
 (5) 「〔王は〕眷族である王妃や王子らと共に法 (福德) を勤修〔せよ〕」とい
 う [B11a] 〔ように〕福德 (*bsod nams*) と¹⁹、

↘ Cf. SĀc 782, T2, 202c4-6: 爾時、世尊告諸比丘: 有非法、是法。諦聽善思、當為汝說。
 何等為非法、是法? 謂邪見非法、正見是法、乃至邪定非法、正定是法。

櫻部 2003: 22-23 は (2) が「有為無漏の法」に該当すると述べる。

なお、(2) は、先に言及したヴァスバンドウ『縁起経論』における三分法のひとつ
 「行としての法」(*pratipattidharma*) に区分される。次稿にて取り上げる BU 2.4.1 で再び
 主題化されるが、ブトンはそこでも行としての法 (*sgrub pa'i chos*) を (2) 道と結びつ
 けて解説する。

- 17 BU: (3) *chos la skyabs su song ba zhes pa myang 'das dang |*

VyY: (3) *mya ngan las 'das pa la ni chos la skyabs su song ba zhes 'byung ba lta bu'o ||*
 「涅槃 (**nirvāṇa*) 〔の意味〕では、「法に帰依する」と説かれているように。」

櫻部 2003: 22-23 は (3) が「無為無漏の法」に該当すると述べる。

Cf. AVSN 277.1-2: *tathā dharmam śaraṇam gacchāmīti phaladharmo nirvāṇam.*

ヴェーリヤシュリーダッタの『決定義経注』(*Arthavinīścayāsūtranibandhana*) におけ
 るこの説明は、先に言及したヴァスバンドウ『縁起経論』における *phaladharma*, *prati-*
pattidharma, *deśanādharma* の三分法のひとつである。次稿にて取り上げる BU 2.4.1 で再
 び主題化されるが、ブトンはそこでも「果としての法」(*'bras bu'i chos*, *phaladharma*)
 を (3) 涅槃と結びつけて解説する。

- 18 BU: (4) *chos kyi skye mched ces pa yid yul dang |*

VyY: (4) *yid kyi yul la ni chos kyi skye mched ces 'byung ba lta bu ste | de ni yid kho na'i*
yul yin zhing yul kho na yin gyi rten ni ma yin no ||

「(4) 意〔根〕の対象 (**manogocara*) 〔の意味〕では、「法処」(**dharmāyatana*) と説か
 れているように。それは意〔根〕のみの対象である。ただ対象であるのみであって、
 〔意根の〕拠り所 (**āśraya*) ではない。」

ヴァスバンドウによる補足説明が『釈軌論』第3章「答釈 (5)」と同一であるため、
 (3) の出典は『順別処経』(*sKye mched so so ba'i mdo*) であろう。SĀc 322 などが平行
 する。CHUNG 2008: 91-92 を参照。

- 19 BU: (5) *btsun mo'i 'khor dang gzhon nu rnams dang lhan cig chos spyod ces pa bsod*
nams dang |

VyY: (5) *bsod nams la ni btsun mo'i 'khor dang gzhon nu rnams dang lhan cig tu chos*
spyod ces rgyas par 'byung ba lta bu'o ||

「(5) 福德 (**punya*) 〔の意味〕では、「〔王は〕眷族である王妃や王子らと共に法 (福
 徳) を勤修〔せよ〕」と詳述されているように。」 ↗

- (6) 「愚者は現法に執著する」という〔ように〕現世 (tshe) と²⁰、
 (7) 「法とはすなわち、契経や」というように聖教 (gsung rab) と²¹、

↘ Cf. VinSg (tib.), D zhi 162b2-3, P zi 170a5-7: rgyal po chos dang ldan zhing chos la dga' chos la gnas la | btsun mo'i 'khor dang | gzhon nu rnams dang | gros grogs rnams dang | khrom gyi ru sna dang | grong rdal gyi mi rnams dang | yul gyi mi rnams dang lhan cig tu sbyin pa dag sbyin pa dang | bsod nams dag byed pa dang | bsnyen gnas la gnas pa dang | tshul khriims yang dag par blangs nas 'dug pa gang yin pa de ni de'i bsod nams phun sum tshogs pa zhes bya'o ||; VinSg (chin.), T 30, 642c21-24: 若諸國王任持正法名爲法王。安住正法名爲大王。與內宮王子群臣英傑豪貴國人共修惠施。樹福受齋堅持禁戒。是王名爲功德圓滿。

櫻部 2003: 22-23 は (5) が「有為有漏の法」に該当すると述べる。あるいは、いわゆる王法 (王が果たすべき自身の義務 svadharma) であろう。HILTEBEITEL 2011: 228 f. を参照。

- 20 BU: (6) byis pa ni mthong ba'i chos gces par 'dzin pa yin zhes pa tshe dang |
 VyY: (6) tshe 'di la ni mthong ba'i chos la myong bar 'gyur ba dang | byis pa ni mthong ba'i chos gces par 'dzin pa yin zhes 'byung ba lta bu'o ||
 「(6) 現世 (*iha/aihika) [の意味] では、【A】「現法において経験すべき〔業〕」(*drṣ-tadharmavedanīya[-karman])、【B】「愚者は現法に〔において〕執著する」と説かれているように。」

【A】については SWTF s.v. を参照。ブトンは【B】のみを引用する。【B】の出典は不詳であるが、おそらくは『中阿含経』「賢愚経」に見られる次の文言に類するものであったと推測される。Cf. MĀc 199, T1, 759a29-b1: 彼愚癡人於現法中、身心則受三種憂苦。Cf. MN III, 163.15-16.

- 21 BU: (7) chos zhes pa ni 'di lta ste | mdo'i sde dang zhes pa lta bu gsung rab dang |
 VyY: (7) gsung rab la ni 'di la dge slong chos shes pa ni 'di lta ste | mdo'i sde dang | dby-angs kyis bsnyad pa'i sde dang zhes rgya cher 'byung ba lta bu'o ||
 「(7) 聖教 (*pravacana) [の意味] では、「この世で、比丘が法を知るとは、すなわち契経や応頌や」(*iha bhikṣur dharmam jānānti tadyathā sūtram geyam) と詳述されているように。」

Cf. MĀc 1, T 1, 421a17-18: 云何比丘爲知法耶。謂比丘知正經、歌詠……

出典は『中阿含経』第1「善友経」と平行する Madhyamāgama であろう。ここで言及されているのは、いわゆる「十二部教」としての法である。なお、BU 2.4.3.1.3.3 では十二部教の全項が定義されているが、その定義は『釈軌論』第2章 (堀内 2016: 197-202) に一部基づく。また、本試訳の後出箇所における【30】の引用例 (出典は『釈軌論』第1章) の典拠も、同じくこの (7) の阿含經典である。

さらに、(7) は、先に言及したヴァスバンドゥ『縁起経論』における三分法のひとつ「教としての法」(deśanādharmā) に区分される。次稿にて取り上げる BU 2.4.3 で再び

(8) 「この身体は老いを法（性質）としてもっている」という〔ように〕性質（'byung 'gyur）と²²、[H7b]

(9) 「比丘の四法」²³ というように規範（nges）と²⁴、

↘ 主題化されるが、プトンはそこでも教としての法（bshad pa'i chos）を（7）聖教と結びつけ解説する。

22 BU: (8) lus 'di rga ba'i chos yin no zhes pa 'byung 'gyur dang |

VyY: (8) 'byung bar 'gyur ba la ni 'du byed kyi rdzas rnam ni de lta bu'i chos so¹ zhes 'byung ba dang | de ltar 'di lta ste | lus 'di ni rga ba'i chos can² yin no zhes 'byung ba lta bu'o ||

¹ de lta bu'i chos so VyYT(DP) : de'i chos so VyY(DP)

² can VyYT(DP) : om. VyY(DP)

「(8) 生成 (*bhavana) [の意味] では、【A】「諸行の本質は、そうした性質 (*dharma) をもつ」と説かれたり、同じく、すなわち、【B】「この身体は、老いを性質としてもっている (*jarādharmān)」と説かれているように。」

【A】【B】ともに出典不詳。

23 現存する阿含經典の用例に照らせば、「比丘の四法」（dge slong gi chos bzhi）ではなく「沙門の四法」（dge sbyong gi chos bzhi = dge sbyong du byed pa'i chos bzhi, catvārah śramaṇakārakā dharmāh）と推測される点については堀内 2016 : 145, n. 983 を参照。OBERMILLER 1931 : 146, no. 151 も「Cf. M. V. §269」と記して「沙門の四法」に関する *Mahāvīyūtpatti* の該当箇所を短く指示する。具体的には次の阿含句を指すであろう（『釈軌論』第 2 章 73 経節に注釈される『釈軌論の百経節』*Vyākhyāyukti-sūtrakhaṇḍasāta*, no.78 から）。

dge sbyong du byed pa'i chos bzhi ni gshe yang slar mi gshe | khros kyang slar mi khro | brdeg kyang slar mi brdeg | mtshang¹ brus kyang slar mtshang² mi 'bru ba'o zhes bya ba dang | (SKhŚ no. 78, D *shi* 24b6-7, P *si* 27a2-3)

¹ mtshang SKhŚ(D) : 'tshang SKhŚ(P)

² mtshang SKhŚ(D) : 'tshang SKhŚ(P)

「沙門がなす四法は、(1) 罵られても罵り返してはならない。(2) 激怒されても激怒し返してはならない。(3) 打たれても打ち返してはならない。(4) 口論されても口論し返してはならない」（堀内 2016 : 145 より訳文を抜粋）

上記の『釈軌論』第 2 章 73 経節 = SKhŚ no. 78 に基づき、次注にて示す『釈軌論』チベット訳テキストもそのように訂正してある。ただし、プトンはチベット訳『釈軌論』に基づき dge slong gi chos bzhi のまま理解しているため、上記の試訳では訂正を加えずに「比丘の四法」とそのまま訳した。プトンの言う「規範」（nges）を意味する「比丘の四法」については、本稿の注 no. 45 を付した箇所にわずかな言及が見られる。

24 BU: (9) dge slong gi chos bzhi zhes pa lta bu nges pa dang |

VyY: (9) nges pa la ni dge sbyong¹ gi chos bzhi rnam zhes 'byung ba lta bu dang | de ↗

(10) 「地域の法や部族の法」という〔ように〕慣習 (chos lugs) と²⁵、〔以上の〕十〔種〕に適用される。

また、それら〔十種〕は主要な〔対象〕に関して〔適用されるもの〕であるけれども、〔その適用対象は〕それ(十種)に尽きるわけではない。

【28】法を以て法を求めるのであり、非法を以て〔法を求めるの〕ではない²⁶というように(11)「理」(rigs pa)と²⁷、

↳bzhin du dge slong dag srog gcod pa ni chos ma yin la srog gcod pa spangs pa ni chos yin no zhes rgya cher 'byung ba lta bu'o ||

↑sbyong] em.; slong VyY(DP)

〔(9) 勸戒 (*niyama) 〔の意味〕では、【A】「沙門の四法」と説かれているように。【B】同じく「比丘たちよ、殺生は非法なり。殺生を離れることが法なり。」と詳述されているように。

【A】 Cf. Mvy(S) 8709-8712; Mvy(IF) 8648-8652. (本稿前注を参照)

【B】 Cf. SĀc 1060, T2, 275c17-20: 爾時世尊告: 諸比丘、有非法、有正法。諦聽善思、當爲汝説、何等爲非法、謂殺生、乃至邪見、是名非法。何等正法、謂不殺生、乃至正見、是名正法。

25 BU: (10) yul chos rigs chos zhes pa chos lugs te bcu la 'jug go |

VyY: (10) chos lugs la ni yul chos dang rigs chos zhes 'byung ba lta bu'o ||

〔(10) 慣習 (*nīti) 〔の意味〕では、「地域の法や一族の法」とあるように。〕

Cf. Divy 625.13-15: tadyathā deśadharme vā nagaradharme vā grāmadharme vā nigama-dharme vā śūlkadharme vāvāhadharme vā vivāhadharme vā pūrvakarmasu vā.

26 chos kyis chos tshol bar byed de | chos ma yin pas ma yin no: 一見して1詩脚7音節の韻文に見えるため、OBERMILLER 1931: 19は訳文の中に for in the verse と補う。しかし、本稿序文にて示したとおり、その出典を見れば散文とみなし得る。

27 (11)は『釈軌論』第5章からの引用(上野・堀内 2018b: 43を参照)。また、本稿序文にて着目した引用例でもある。VyY 5.2.7, D shi 120a7-b2, P si 140a3-5: gzhan yang bstan pa yang chos zhes bya ste | ji skad du | ji ltar na dge slong chos shes pa yang yin zhe na | 'di la dge slong chos shes pa ni 'di lta ste mdo sde dang | dbyangs kyis bsnayad pa'i sde dang zhes rgya cher gsungs pa lta bu'o || rigs pa yang yin te | ji skad du chos kyis gos tshol bar byed de | chos ma yin pas ma yin no zhes 'byung ba lta bu'o ||

〔さらに別〔の解釈〕では、(7)「聖教」(*pravacana)も「法」と呼ばれる。例えば「どのようにして、比丘は、法を知るものであるのか。この世で比丘が法を知る、すなわち契経や応頌や」と広範に出ているように。

(11)「〔適正な〕手段」(*yukti)も〔「法」と呼ばれる〕。例えば「法(〔適正な〕手段)を以て法を求めるのであり、法に非ざるもの(〔適正な〕手段に非ざるもの)を以て〔求めるの〕ではない」と説かれているように。」 ↗

- (12) 「論証されるべき法 (属性)」 (bsgrub bya'i chos) と²⁸、
 (13) 「排除されるべき法 (属性)」 (dgag bya'i chos)²⁹ 云々にも適用されるからである³⁰。

2.2 法の語源 (chos kyi sgra don)

第二 (語源) は、*dharmma*³¹ と呼ばれるものが法であり、その語根は *dhṛ*³²、*dharane*³³ と呼ばれ、【29】「保持するから法である」 ('dzin pas na chos)³⁴ という

- ㄨ (7) は『釈軌論』第1章「語義 (1)」に既出の語義であるが、(11) は第1章の十義に見当たらず、『釈軌論』第5章からプトンが補ったものである。プトンがいかに限なく『釈軌論』全体を通読していたかを示す好例であろう。なお、(11) は次節2.2では言及されず、語源解釈との会通もはかられない。
- 28 (12) と (13) はともに佛教論理学における用法であり、別立てせず一項として表示することも可能である。(12) はいわゆる *sādhya*dharmma 「論証されるべき属性」であり、「あの山に火あり。煙があるゆえに。竈のように。湖のように。」という推論式の場合、山から立ち上る煙により論証される「火」を指す。主題 (*pakṣa*) である「山」に火があることを論証するものである「煙」が属すること、いわば「主題所属性」 (*pakṣadharmatā*) の「属性」 (*dharmatā*) を意味する。
- 29 いわゆる「否定的随伴関係」 (*vyatireka*) を指すものと思われる。異類例の「湖のように」に示されるとおり、およそ火がないところには煙がないという意味で、湖から排除されるべき「火」という属性 (*dharmatā*) を意味する。(本稿の注 nos. 28-29 は秦野貴生先生のご教示に基づく。)
- 30 プトンは『釈軌論』第1章の10例 (冒頭の (1) より (10) まで) と、第5章の1例 (11) に加え、さらに佛教論理学の専門用語 (12) 「論証されるべき属性 *bsgrub bya'i chos*」と (13) 「排除されるべき属性 *dgag bya'i chos*」の2例 (あるいは (12) と (13) を合わせて1例とみなしても問題なかろう。小谷2000: 112-113, n.29を参照) を付加して、合計13の適用対象 (語義) を挙げる。それはプトンによる独創ではなく、むしろ先行する議論を踏襲したものであろう。プトン以前の先行文献にも、『釈軌論』を引用して *chos* / *dharma* の語義を挙げる例は実に多い。
- 31 サンスクリット佛教写本と同様、プトンは *chos* のサンスクリット原語を *dharmma* ではなく *dharmma* と表記する。
- 32 本文には *dhri* とあり、動詞語根 *dhṛ* の音写と推測される。
- 33 本文には *dha ra ṇe* とあり、行為名詞 *dharāṇa* の於格と推測される (そして原初のテキストには *dhā ra ṇe* とあった可能性も想定すべきであろう)。**dharane* [*prayujyate*] (*dharāṇa* [の意味] に〔適用される〕) という語形を意図した言及であろうか。
- 34 ヴェアスバンドウの『俱舍論』における有名な語源解釈である。
 AKBh (tib.), *D ku* 27b7, *P gu* 29a6: *ngeṣ pa'i tshigs tu rang gi mtshan nyid 'dzin pa'i phyir!* ↗

[語源解釈がある]。

あるいは、ここでは (1) 知られるもの (shes bya, 所知) は [「知られる」という] 特徴 (mtshan nyid) を保持するから法である (shes bya ni mtshan nyid 'dzin pas chos te)。傷めつけられるもの (gzugs bya, 所色) [は] 「傷めつけられる」という特徴を保持する (gzugs kya mtshan nyid gzugs su rung ba 'dzin pa)、ないし、[Z7a] [一切] 相智 [は] 「あらゆる法を現証する」という特徴を [保持する] (mam mkhyen gyi mtshan nyid chos thams cad mngon sum du byed pa) に至るまで、それぞれ [M864] 独自の特徴 (rang rang gi mtshan nyid) を保持 [K8b] し、共通の特徴 (spyi'i mtshan nyid)、[すなわち] 「諸行はすべて無常である」[有漏なるものはすべて [D7b] 苦である] 「諸法はすべて無我である」[涅槃 [B 11b] はすべて寂靜である] という共通の特徴を保持するからである。

(4) 意 [根] の対象は、独自の特徴を保持する、あるいは意 [根] を保持するから法である。

(6) 現世は、身体を保持する、あるいは、衆同分 (rigs mthun) を保持するから法である。

(7) 聖教は、『釈軌論』では

[30] 法とは、契経など³⁵である。正理を明らかにするという意味で、顛倒のない意味内容を保持 (nges par 'dzin pa³⁶) するという意味で³⁷。

↘chos te |

AKBh(skt.) 2.19: nirvcaṇaṃ tu svalakṣaṇadhāraṇād dharmah.

¹ pa'i phyir] D: pa'i P

35 「など」(la sogs pa) とは十二部教を指す。つまり、ここで「契経」と訳した mdo は十二部教の第一としての sūtra を指す。ヴァスバンドゥは (7) の阿含経典を典拠として、dharma = 契経などの十二部教であると述べている。

36 プトンは [28] に見られる nges par 'dzin pa に「保持」の意味合いを見出し、おそらくそれを語源解釈と捉えたようである。『釈軌論』のサンスクリット原語としては *avadhāraṇa 「限定／確定」が予想される。

37 rigs pa ston pa'i don dang don phyin ci ma log par nges par 'dzin pa'i don gyis so: 下に示すように、『釈軌論』第1章冒頭部からの逐語的引用である。ここでは dharma = 「契経など」の説明として [A] 「正理を明らかにするという意味で」、[B] 「顛倒のない意味内容を限定 (nges par 'dzin pa) するという意味で」との二根拠がヴァスバンドゥにより示される。『釈軌論』第1章前半部の翻訳研究である本庄 2001: 109, n. 9 が指示するように、[A] に対応する梵文は『決定義経注』から得られるが、プトンが「保

とある。

(8) 性質を保持する ('byung 'gyur 'dzin pa)、(9) 規範は志向されるべき〔目的〕を実行する者が保持する (nges par bya dgos pa'i bya ba byed pas 'dzin pa)、(10) 地域や氏族の営為を保持するから地域法である云々 (yul dang rigs kyi spyod pa 'dzin pas yul chos la sogs pa'o)。

(2) 道と (3) 涅槃と (5) 福德の三つは、墮罪から保持する (防ぐ³⁸) から法であり (ltung ba las 'dzin pas chos yin la)、その中で、悪趣に墮ちることから保持するもの (ngan 'gror ltung ba las 'dzin pa)、輪廻に墮ちることから保持するもの ('khor bar ltung ba las 'dzin pa) のふたつがある。

〔そのうち、〕最初 (悪趣に墮ちることから保持する) については、^{ウダーナヴァルガ}『感興偈品』(Ched du brjod pa'i tshoms, Udānavarga) に、

【31】 現世と来世において法³⁹を實踐するものは安樂に臥す⁴⁰

「持」の意味合いを見出す【B】に対応する梵文は残念ながら未検出である。『釈軌論』第1章の当該箇所と【A】の『決定義経注』梵文 (その和訳については本庄 1989: 44 を参照) は以下のとおり。

VyY 1.1, D shi 29a5, P si 32a4: de la chos ni mdo la sogs pa ste | rigs pa ston pa'i don dang | don phyin ci ma log par nges par 'dzin pa'i don gyis so || 「そのうち、法とは契経などである。正理を明らかにするという意味で、顛倒のない意味内容を確定 (nges par 'dzin pa) するという意味で。」

Cf. AVSN 79.11-12: **dharmam** iti sūtrādikam deśanārūpaṃ nyāyaparidīpanārthena.

38 当該箇所以降、chos の語源としての [... las] 'dzin pa の語意が「防ぐ」「護る」という意味で用いられる。これはチベット語の動詞 'chos (変革する/治癒する) の命令形が chos という語形をとることに基づく語源解釈であろうか。

39 (5) 「福德」の意味での chos である。Cf. UvV II 856.15-18 ad Uv 30.5.

40 出典は^{ウダーナヴァルガ}『感興偈品』である。ある種の定型表現であるため Uv(skt.) 4.35cd と Uv(skt.) 30.5cd に二箇所同一表現が見られる。出家修行者に向けた第4章に比して、佛教者全般に向けた第30章の方が出典としてより適切であろう。

BU: 'jig rten 'di dang pha rol tu || chos spyod pas ni bde bar nyal ||

Uv(tib.) 30.5cd: 'jig rten 'di dang pha rol tu || chos spyod pas ni bde ba 'thob ||

Uv(skt.) 30.5cd: dharmacārī sukhaṃ śete hy asmin loke paratra ca ||

(Uv(skt.) 30.5cd は Uv(skt.) 4.35cd と、Uv(tib.) 30.5cd は Uv(tib.) 4.32cd とそれぞれ平行する。テキストの読みは同じ)

OBERMILLER 1931: n. 155 が指摘するように、d 句末尾に関して、ブトン所引の韻文 (bde bar nyal) と、『感興偈品』チベット訳の読み (bde ba 'thob) との間に差異があ

と説かれているように、業と〔その〕果報に関する「信頼すべきひと [L8a] のことば」(yid ches pa)⁴¹に対する信をもつものが、世間的な正 [X11] 見に依拠しつつ、十善業、あるいは世間的な無色定を修習するように、それら (= (2) 道と (3) 涅槃と (5) 福德の三つ) は悪趣に墮ちることから保持する (防ぐ) ので法と呼ばれ、〔それらは〕幾つかの外道にもある⁴²。

ゝる。一方、プトンの読みは第1系統の梵文 (sukham śete) と一致する。SCHMITHAUSEN 1970 による『感興偈品』の系統研究によれば、カンギェルに含まれるチベット訳 Uv は第2系統に属する。この点から、プトンの参照元がチベット訳 Uv ではなく、何らかの文献からの孫引きである可能性があるか。

- 41 業とその業果に対する正見についての「信頼すべきひとのことば」とは、例えばプトンが参照するグナマティ (Yon tan blo gros, Guṇamati) の『釈軌論注』(rNam par bshad pa'i rigs pa'i bshad pa, Vyākhyāyuktīkā) 第5章に見られる、次の如き定型経文 (正見の定型句) を指すか (以下は『八難経 (八無暇有暇経)』に見られる定型経文である)。

de yang dag pa'i lta ba can dang | phyin ci ma log pa'i lta ba can yin pas 'di ltar lta zhing 'di skad du sbyin pa yod do || mchod sbyin yod do || sbyin sreg yod do || legs par spyad pa yod do || nyes par spyad pa yod do || legs par spyad pa dang | nyes par spyad pa gnyis kyi 'bras bu rnam par smin pa yod do || 'jig rten 'di yod do || 'jig rten pha rol yod do || pha yod do || ma yod do || sems can rdzus te skye ba yod do || 'jig rten na dgra bcom pa dang | yang dag par song ba dang | yang dag par zhugs pa dang | 'jig rten 'di dang | 'jig rten pha rol rang gi mngon par shes pas mngon sum du byas te bsgrubs nas bdag gi skye ba zad do || tshangs par spyod pa bsten to || bya ba byas so || 'di las srid pa gzhan mi shes so zhes go bar byed pa yod do zhes smra ba (VyYṬ 5.3.3.7, D si 299b2-5, P i 191b5-192a1)

「そして当の者は正しい見解を有する者、顛倒のない見解を有する者、以下のとおりの見解をもつ者、以下のとおりに語る者となる。「施与はある。供犠はある。献供はある。善行はある。悪行はある。善行と悪行の双方の果報が成熟することはある。この世はある。あの世はある。母はいる。父はいる。化生の有情はいる。世には、阿羅漢と、正趣者と、正行者と、この世とあの世とを自ら知によってまのあたりにし達成して「我が生は尽きた。梵行は住し終えられた。為すべきことは為し終えられた。今〔生〕とは別の生存を知ることはない」と知らしめるような者はいる」と。」

- 42 いわゆる外道と、内道たる佛教とでは、四取のうち「欲取の断」「見取の断」「戒禁取の断」については内外で共通して説くものの、「我語取の断」と「遍知」については佛教のみが説く、との伝統的理解を指すものと思われる。例えばプトンが先に引用した『釈軌論』の記述 (BU 1.1.1 = 【2】 = 上野 2018 : 133-135 を参照。「未だ聞いたことのないことを聞くことが佛法聴聞の徳性である」という趣意の記述) に対する『釈軌論注』には、その典拠となる阿含經典も含め、外道と内道との共通点と相違点が明示されている。

輪廻 [B12a] に墮ちることから保持する (防ぐ) のは、内道 (佛教) という救護所 (nang pa'i skyabs gnas) である。[M865] 離染 (離貪) したもののたちにとって最高の法である (3) 涅槃と、それ (涅槃) を獲得させる [ための] (2) 道は、随伴者 ('khor, 資糧道と加行道) を伴った [K9a] 諦である。

大乘の (2) 道と (3) 涅槃と (7) 聖教は、劣乘に墮ちることから保持する (theg dman du ltung ba las 'dzin pa ste)。無自性を証得する智慧 (rang bzhin med rtogs kyi shes rab) と大いなる悲・慈 (brtse ba snying rje chen po) などを連結すから (zung du 'brel bas)⁴³、輪廻と [劣乗の] 寂靜 (srid zhi) に墮ちることから保持する (防ぐ) ものである⁴⁴。

↳ 'dod pa'i nye bar len pa dang | Ita ba'i nye bar len pa dang | tshul khirms dang brtul zhugs kyi nye bar len pa spong ba gang yongs su ston par ni mi mdzad de | 'di ltar mu stegs can dag kyang de spong bar smra'o || 'di ltar mdo sde las kyang

dge sbyong ngam bram ze gang la la dag 'dod pa'i nye bar len pa dang | Ita ba'i nye bar len pa dang | tshul khirms dang brtul zhugs kyi nye bar len pa spong ba dang yongs su shes pa 'dags par byed kyi bdag tu smra ba'i nye bar len pa ni ma yin no zhes bya ba 'byung ba yin no || (VyYT 5.2.4, D si 281a2-4, P i 167a7-b1)

「欲取と見取と戒禁取の断の教示 [を聞くの] ではない。なぜなら、外道たちでさえ、その断を説く [からである]。次のように經典にも

誰であれ沙門あるいは婆羅門は、欲取・見取・戒禁取の断と遍知とを説くが、我語取 [の断と遍知とを説くの] ではない。

と出ている。」

『釈軌論注』第5章の当該箇所については上野・堀内 2018a : 125-126 を参照。グナマティが引用する阿含經典の平行例は以下のとおり。『中阿』103 「師子吼經」、MĀc, T1, 591a28-b1 : 復有沙門梵志施設斷受、然不施設斷一切受、施設斷欲受戒受見受、不施設斷我受。

43 OBERMILLER 1931 : 146-147, no. 162 は『現觀莊嚴論』(*Abhisamayālaṅkāra*) の韻文を注記する。AA 1.10 ab : prajñayā na bhave sthānam kṛpayā na śame sthitiḥ. 「智慧によって生存に止住しないこと、悲によって寂靜に止住しないこと。」

44 BU 2.2 は、先の 2.1 にて示した『釈軌論』における dharma の主要十義に、『俱舍論』における「保持するから法である」('dzin pas na chos) との語源解釈を接続したものである。2.1 の末尾にて『釈軌論』第5章から追記された (11)、および佛教論理学の術語として追記された (12) と (13) は、2.2 では除外されている。以下、対応関係を示しておく。

dam pa'i chos (saddharma) という複合語の解釈

特に、「正[Z7b]法」(dam pa'i chos) という語の意味は、「正」(dam pa) とは正等覚者 (rdzogs pa'i sangs rgyas) であり、かのお方が説いた法 (chos = (7) 聖教) である [D8a] から「正法」と呼ばれる (格限定複合語)。

あるいは、「正」とは最高のものであり (mchog tu gyur pa yin la)、[同じそれが] 法 (chos = (3) 涅槃) でもあるから「正法」であって、[つまり] 基体を共有するものである (同格限定複合語)。

あるいは、最正の人 (skyes bu dam pa) によって実践されるべきものであるか



2.1 chos の語義	2.2 語源解釈
(1) 所知 (4) 意根の対象 (6) 現世 (7) 聖教 (8) 性質 (9) 規範 (10) 慣習	(1) それぞれ自相と共相を保持する (4) 自相あるいは意根を保持する (6) 身体あるいは衆同分を保持する (7) 顛倒のない意味内容を保持する (8) 性質を保持する (9) 志向される目的を実行する者が保持する (10) 地域や氏族の営為を保持する
(2) 道 (3) 涅槃 (5) 福德	} 墮罪を防ぐ、特に悪趣に墮することを防ぐ
(2) 道 (3) 涅槃	} 墮罪を防ぐ、特に輪廻に墮することを防ぐ
大乘の (2) 道 (3) 涅槃 (7) 聖教	} 劣乘に墮することを防ぐ 輪廻と劣乘の寂靜に墮することを防ぐ

要するに、プトンにとっては (3) (2) (7) が特に肝要なのであって、この三項がそのまま、後続する 2.4 では 2.4.1 'bras bu'i chos (果としての法)、2.4.2 sgrub pa'i chos (行としての法)、2.4.3 bshad pa'i chos (教としての法) に、また 2.3 では (3) (2) が rtogs pa'i chos (証得としての法) に、(7) が lung gi chos (伝承としての法) に配当され、議論が展開されることになる。したがってプトンが特に重視した「法という術語」の語義要素は (3) 涅槃、(2) 道、(7) 聖教である。(7) 佛陀の教えと、それによって説き明かされた (2) 道と、その道の先にこそ (3) 涅槃が確かにある、という「事実」である。

ら「正法」である（所有複合語）。〔『釈軌論』に〕(9)「比丘の四法」⁴⁵とあるように⁴⁶。

(未完)

前稿（上野 2020）の正誤表

頁数	行数	誤	正
30	脚注 8, 6 右	rgya che	rgya chen
30	脚注 8, 9 右	gsum las	gsum la
40	脚注 52, 9	rel	re ^l

略号と参考文献

- C Cone blockprint edition of the Tibetan Tripiṭaka.
 D Derge blockprint edition of the Tibetan Tripiṭaka.
 G Golden Manuscripts of the Tibetan Tripiṭaka.
 N Narthang blockprint edition of the Tibetan Tripiṭaka.
 P Peking edition of the Tibetan Tripiṭaka kept in the Otani University Library, Kyoto.
 SWTF Heinz BECHERT et. al., *Sanskrit-Wörterbuch der buddhistischen Texte aus den Turfanfunden und der kanonischen Literatur der Sarvāstivāda-Schule*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1973-2018.
 T 大正新脩大藏經.

一次文献：チベット撰述文献

- BU *Bu ston chos 'byung* (Bu ston Rin chen grub): *bde bar gshegs pa'i*

45 (9) について、この箇所では「比丘の四法」が佛陀によって実践されるべきものと位置づけられている。本稿の注 no. 23 も併せて参照。

46 本節で言及される「正法」(dam pa'i chos, saddharma) の複合語解釈は、BU 2.2 の付論として位置づけられるものであろう。当然ながらサンスクリットにおける複合語解釈を踏襲したものである。インド佛典における「正法」の諸用例については河崎 2006 を参照。

bstan pa'i gsal byed chos kyi 'byung gnas gsung rab rin po che'i mdzad ces bya ba.

- B dbu med manuscript of the BU kept in the Toyo Bunko.
 D sDe dge xylograph of the BU kept in the Toyo Bunko.
 H lHa sa xylograph of the BU in Lokesh CHANDRA (Ed.), *The Collected Works of Bu-ston*, Part 24(ya). New Delhi : International Academy of Indian Culture, 1971.
 K bKra shis lhun po xylograph of the BU kept in the Otani University Library.
 M Dpal brtsegs bod yig dpe rnying zhib 'jug khang (Ed.), *Chos kyi 'byung gnas gsung rab rin po che'i mdzod*. Xining : Mtsho sngon mi rigs dpe skrun khang, 2011.
 X RDO RJE RGYAL PO (Ed.), *Bu ston chos 'byung*. Beijing : Krung go bod kyi shes rig dpe skrun khang, 1988.
 Z Zhwa lu xylograph of the BU kept in the Berlin State Library (Staatsbibliothek zu Berlin).

一次文献：インド撰述文献

- AA *Abhisamayālamkāra* (Maitreya) : Th. STCHERBATSKY and E. OBERMILLER(Ed.), Leningrad 1929.
 AKBh(skt.) *Abhidharmakośabhāṣya* (Vasubandhu) : P. PRADHAN(Ed.), Patna 1967.
 AKBh(tib.) *Chos mngon pa'i mdzad kyi bshad pa*, the Tibetan Text of the AKBh : D 4090, P 5591.
 AVSN *Arthavinīścayāsūtranibandhana* (Vīryaśrīdatta) : N. H. SAMTANI(Ed.), Patna 1971.
 Divy *Divyāvadāna*. E. B. COWELL and R. A. NEIL (Ed.), Cambridge : 1886.
 MĀc The Chinese Translation of the *Madhyamāgama*. *Zhong-ahanjing* 『中阿含經』 T. No.26.
 Mvy(IF) *Mahāvīyūtpatti*. ISHIHAMA Yumiko and FUKUDA Yōichi (Eds.), Tokyo 1989.
 Mvy(S) *Ibid.*, SAKAKI Ryōzaburo (Ed.), Kyoto 1916-1925.

- ŚrBh I *Śrāvakahūmi*, the First Chapter. ŚRĀVAKAHŪMI STUDY GROUP (Ed.), Tokyo 1998.
- SĀc The Chinese Translation of the *Samyuktāgama. Za-ahanjing* 『雜阿含經』 T. No.99.
- SKhŚ *Vyākhyāyuktisūtrakhaṇḍasata*. D 4060, P 5561.
- Uv (skt.) *Udānavarga*, Recension 1. F. BERNHARD (Ed.), Göttingen 1965.
- Uv (tib.) Tibetan Translation of the Uv, Recension 2. Champa Thupten ZONGTSE (Ed.), Göttingen : 1990.
- Uvv II *Udānavargavivaraṇa* (Prajñāvarman) : M. BALK (Ed.), vol.2, Bonn 1984.
- VasSg (chin.) The Chinese Translation of the *Vastusamgrahaṇī*. T. No.1579.
- VinSg (tib.) The Tibetan Translation of the *Viniścayasamgrahaṇī*. D 4038, P 5539.
- VinSg (chin.) The Chinese Translation of the VinSg. T. No.1579.
- VyY *Vyākhyāyukti* (Vasubandhu) : D 4061, P 5562.
- VyYT *Vyākhyāyuktīṭikā* (Guṇamati) : D 4069, P 5570.

(パーリ佛典の略号は *A Critical Pāli Dictionary* の Epilegomena にしたがう)

二次文献

赤沼 智善

1929 『漢巴四部四阿含互照録』, 名古屋: 破塵閣書房.

1939 『原始佛教之研究』, 名古屋: 破塵閣書房.

上野 牧生

2013 「ヴェスバンドウの經典解釈法 (3) - 語義 (*padārtha*) -」 『佛教学セミナー』 98: 1-66.

2018 「『プトン佛教史』試訳 (1)」 『真宗総合研究所研究紀要』 35: 125-141.

2020 「『プトン佛教史』試訳 (2)」 『同上』 37: 25-51.

上野 牧生・堀内 俊郎

2018a 「世親作『釈軌論』第5章翻訳研究 (1)」 『国際哲学研究』 7: 117-138.

2018b 「世親作『釈軌論』第5章翻訳研究 (2)」 『佛教学セミナー』 107: 31-70.

大谷大学図書館

1973 『大谷大学図書館西藏文献目録』, 京都: 大谷大学図書館.

小谷 信千代

2000 『法と行の思想としての仏教』, 京都: 文栄堂.

河崎 豊

2006 「saddharma という複合語について」『待兼山論叢』40: 1-15.

郭 和卿

1986 『布頓大師著 佛教史大寶藏論』, 北京: 民族出版社.

櫻部 建

2003 「法と法性」『財団法人松ヶ岡文庫研究年報』17: 17-27.

蒲 文成

2007 『布頓佛教史』, 甘肅: 甘肅民族出版社.

本庄 良文

1989 『決定義經・註 梵文和譯』, 八幡: 私家版.

2001 「『釈軌論』第一章(上)－世親の經典解釈法－」『香川孝雄博士古稀記念論集 仏教学浄土学研究』, 京都: 永田文昌堂, 107-120.

堀内 俊郎

2016 『世親の阿含経解釈－『釈軌論』第2章訳註－』, 東京: 山喜房佛書林.

三宅 伸一郎

2021 「『仏』の教えとしてのボン教」『チベットの歴史と社会 上』, 京都: 臨川書店, 306-332.

CHUNG Jin-il

2008 *A Survey of the Sanskrit Fragments corresponding to the Chinese Saṃyuk-tāgama*. Tokyo: The Sankibo Press.

HILTEBEITEL, Alf

2011 *Dharma: Its Early History in Law, Religion, and Narrative*. New York: Oxford University Press.

VAN DER KUIJP, Leonard W. J.

2013 "Some Remarks on the Textual Transmission and Text of Bu ston Rin chen grub's *Chos 'byung*, a Chronicle of Buddhism in India and Tibet," *Revue d'Etudes Tibétaines* 25: 115-193.

2016 “The Lives of Bu ston Rin chen grub and the Date and Sources of His *Chos 'byung*, a Chronicle of Buddhism in India and Tibet,” *Revue d'Etudes Tibétaines* 35 : 203-308.

OBERMILLER, E.

1931 *History of Buddhism (Chos-hbyung) by Bu-ston*. Part 1. Materialien zur Kunde des Buddhismus Heft 18. Heidelberg : Institut für Buddhismuskunde.

1932 *Ibid.*, Part 2.

SCHMITHAUSEN, Lambert

1970 “Zu den Rezensionen des Udānavargaḥ,” *Wiener Zeitschrift für die Kunde Südasiens* 14 : 47-124.

SCHUH, Dieter

1981 *Tibetische Handschriften und Blockdrucke (Sammlung Waddell der Staatsbibliothek Preussischer Kulturbesitz)*. Verzeichnis der Orientalischen Handschriften in Deutschland. Volume XI.8. Wiesbaden : Franz Steiner.

STEIN, Lisa and NGAWANG Zangpo

2013 *Butön's History of Buddhism in India and Its Spread to Tibet : A Treasury of Priceless Scripture*. Boston & London : Snow Lion.

【謝辞】

本研究の訳注部は本庄良文教授（佛教大学）にご指導いただいた筆者の課程博士論文『『釈軌論』第一章の研究』（2009，大谷大学）に基づく。本庄良文教授に衷心より感謝の意を表する。

* 本研究は 2021 年度指定研究西藏文献研究の研究成果である。